

キャリアス就活あんしんサポート

保険金支払いにおける注意事項詳細

保険金支払いにおける注意事項および補償内容の詳細は下記よりご確認ください。

◎イベント参加中の補償について

各企業のイベント（インターンシップ・キャリア、説明会、面接）や合同企業イベント参加中（※1）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、参加者に対し、保険金をお支払いします。

（※1）「イベント参加中」とは、各企業イベント・合同企業イベントに参加するため、所定の集合場所に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。

◎往復途上の補償について

各企業のイベント（インターンシップ・キャリア、説明会、面接）や合同企業イベントに参加する際の、所定の集合・解散場所と参加者のご自宅との合理的な経路での往復途上で生じた事故によるケガに対しても、保険金をお支払いします。

（注）次の①および②のいずれも該当する場合にかぎり対象となります。

- ① 参加者がイベントに参加する目的をもってご自宅を出発する前に、参加者の氏名が主催者の備える名簿により確定していること。
- ② 開催日、開催場所が活動計画表および活動状況に関する実行状況日誌などの客観的資料により確定できること。

◎熱中症の補償について

熱中症（日射または熱射）による身体の障害を補償します（熱中症危険補償特約）。

熱中症（日射または熱射）で、死亡したとき、後遺障害を被ったとき、入院したとき、手術を受けたとき、通院したときに補償します。

◎お支払いする保険金の内容

1. 死亡保険金

参加者がイベント参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、被保険者ごとにその金額を差し引いてお支払いします。

2. 後遺障害保険金

参加者がイベント参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、被保険者ごとに死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

3. 入院保険金

参加者がイベント参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

キャリアタス就活あんしんサポート

保険金支払いにおける注意事項詳細

4.手術保険金

参加者がイベント参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合に、入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）
- ②先進医療に該当する手術（※2）

（※1）次の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。

5.通院保険金

参加者がイベント参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

* ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

* 死亡保険金は被保険者の法定相続人に、そのほかの保険金は被保険者にお支払いします。

* この保険は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金等とは関係なく保険金をお支払いします。

◎次の事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火、またはこれらによる津波
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。